

育休から復帰したら、『まわりは迷惑している』と言われる

【質問】

育休をとり職場に復帰したあと、子供の送迎のために終業時刻を早くしてもらっています。しかし、同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している」と何度も言われ、精神的にまいっています。どうしたらいいのでしょうか。

【答え】

最近、妊娠・出産・育児休業などを理由とする上司や同僚からのハラスメントは「マタニティハラスメント（マタハラ）」と呼ばれるようになり、その防止が社会的な課題となっています。

そのため、平成 29 年 1 月 1 日に改正施行された男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法により、次のようなハラスメント（嫌がらせ）に対する防止措置をすべての事業主が講じることが義務付けられました。

◆嫌がらせの例示

1 制度等の利用への嫌がらせ型

- ・制度等の利用を阻害する言動
- ・解雇や不利益取扱いを示唆する言動
- ・嫌がらせ等をする言動

※制度等とは上記 2 つの法律が対象とする母体保護や育児・介護の両立支援のための制度等のことです。

<例えば>・妊娠により立ち仕事を免除されていることを理由に「あなたばかり座って仕事してずるい！」と仲間外れ。
・男性が育休を申し出たが「男のくせに育休をとるなんてあり得ない」と言われ断念。

2 状態への嫌がらせ型

- ・妊娠・出産等を理由に解雇その他不利益取扱いを示唆する言動
- ・妊娠・出産等を理由に嫌がらせ等をする言動

対象となる事由（状態）

- ① 妊娠したこと、② 出産したこと、③ 産後休業を取得したこと、④ つわり等で能率が下がったこと など

<例えば>・先輩から「就職したばかりのくせに妊娠して、産休・育休をとろうなんて図々しい」と何度も言われ、就業意欲が低下している。

◆事業主の義務（平成 29 年 1 月 1 日からすべての事業主に義務付けられました。）

1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

ハラスメントを許さない旨の方針を事業主が明確に示し、制度等の利用ができることを周知啓発する

2 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談しやすい相談窓口（担当者）を社内に設ける

3 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応

相談があったとき、速やかに事実確認し、被害者への配慮、行為者への処分等の措置を行い、改めて職場全体に対して再発防止の措置を行う

4 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

業務体制の整備など、必要な措置を講じる

このように、マタハラに対してすべての会社は速やかに対応をすることや相談窓口を整備することが義務付けられましたので、社内の相談窓口や労働組合に相談してみましょ。まだ窓口が設けられていないときや、社内では相談したくないときは外部の相談窓口にご相談してください。

- ・鳥取労働局雇用環境・均等室 電話 0857-29-1709
- ・鳥取県中小企業労働相談所みなくる フリーダイヤル 0120-451-783

○また、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由として以下のような不利益な取扱いを受けることは法律で禁止されています。

例えばこんなことを理由として

- ・妊娠した、出産した
- ・妊婦健診のため、仕事を休んだ
- ・つわりや切迫流産で仕事を休んだ
- ・産前・産後休業をとった
- ・育児休業・介護休業をとった

など

こんな取扱いを受けたら法違反です

- ・解雇された
- ・契約が更新されなかった
- ・パートになれと強要された
- ・減給された
- ・普通ありえないような配置転換をされた

など

会社が法違反の不利益取扱いを行った場合、行政指導や悪質な場合には事業主名の公表が行われる可能性があります。さらに、訴訟や交渉の結果、会社は解決金や損害賠償金、慰謝料の支払いを求められることもあります。

○制度を利用することは権利として認められていますが・・・

妊娠・出産・育児や介護のための様々な制度は、要件を満たせば利用する権利が法的に認められています。ただ、休業や短時間勤務をすることにより、上司や同僚の仕事にも影響を及ぼす場合があることを忘れてはなりません。日頃から自分の状況等を知らせるなど上司や同僚とコミュニケーションを図り、感謝の気持ちを忘れず、あなたの妊娠・出産・育児・介護を応援してくれる仲間を増やしていくことも大切です。

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 平成29年1月1日から妊娠・出産・育児休業等に関する上司・同僚からのハラスメントの防止措置をすべての事業主は講じなければなりません。
- ❖ マタハラを受けたときは会社の相談窓口か労働組合に相談しましょう。相談しにくいときは社外の相談窓口にご相談ください。
- ❖ 制度の利用は認められていますが、利用があたりまえと思わず、上司や同僚とコミュニケーションを図り、ありがたいの気持ちを忘れないことも大切です。